

官報

号外 平成九年三月二十六日

○第四百十回 参議院會議録第十三号

平成九年三月二十六日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十三号

平成九年三月二十六日

正午開議

第一 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、北海道開発審議会委員の選挙
一、国家公務員等の任命に関する件

平成九年三月二十六日 参議院會議録第十三号

一、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(趣旨説明)

一、日程第一より第六まで

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、来る四月七日に任期満了となる北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

つきましては、北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、北海道開発審議会委員に高木正明君及び風間和君を指名いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官に播谷実君を任命することに

ついて、本院の同意を求めてまいりました。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。佐藤通商産業大臣。

〔国務大臣佐藤信三君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤信三君) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年の経済環境の急激な変化により、我が国においては産業の空洞化に対する懸念が高まっております。この懸念は、物づくりを支えてきた部品、金型、試作品等の基盤的技術産業や産地などの中小企業地域における集積の崩壊に対する懸念として顕在化しつつあります。経済構造改革を推進し、地域産業の自律的發展を図るためには、その基盤たるこれらの産業集積が技術の高度化や新分野進出を行うことにより活性化されることが不可欠であります。

以上のような観点から、これらの産業集積の活性化を図る措置を総合的、体系的に実施するため、今般、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法を取り込みつつ、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積の活性化に向けた都道府県及び事業者の取り組みに関する指針を活性化指針として定めることとしております。

第二に、都道府県は、この活性化指針に基づき、基盤的技術産業集積を対象として計画を作成し、主務大臣の承認を受けることとしております。この計画には、活性化を促進する措置を講じようとする基盤的技術産業集積、工場用地等の施設整備などの支援事業の内容等を記載することとしております。また、基盤的技術産業に携わる事業者や組合等による基盤的技術の高度化やその円滑化を支援するため、地域振興整備公団による工場用地造成等の特例、産業基盤整備基金による債務保証の特例、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

第三に、都道府県は、主務大臣の策定した活性化指針に基づき、特定中小企業集積を対象として計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることとしております。この計画には、活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積、当該特定中小企業集積の活性化に寄与する分野、中小企業者の連携の推進などの支援事業の内容等を記載することとしております。また、中小企業者や組合等による特定中小企業集積の活性化に寄与する分野への進出やその円滑化を支援するため、中小企業信用保険法、中小企業投資育成株式会社法、中小企業団体の組織に関する法律の特例、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

北海道開発審議会委員の選挙 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(趣旨説明)

その他、関係省庁とも密接に連携をとりながら施策を講ずることとしております。

以上が本法律案の趣旨でございます。よろしく願ひします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。平田健二君。

(平田健二君登壇、拍手)

○平田健二君 私は、平成会を代表いたしました。ただいま議題となりました特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案に関して、総理並びに関係大臣にお伺いをいたします。

まず最初に、物づくりの重要性和、そこで働く人材の養成についてお尋ねをいたします。

あらゆる組織においても、また、産業においても、その盛衰を決するのは長期間にわたる人づくりの成否にかかっていると考えます。国づくりにおいてもまた同様であります。我が国が技術立国として今後とも繁栄を続けていくためには、人がその技術を伝承していかなければなりません。技術は、設計や理論的な頭脳の先進性だけでなく、それを実際につくる人の技能にあります。これを支えているのはほかでもない、製造現場で働く熟練労働者であります。

橋本総理は、通産大臣時代にみずから東京の大田区を訪ね、中小企業の実態を視察されたり、国会答弁の中で、製造業に対する三Kという言葉業を避けてもらいたいと発言されるなど、我が国製造業の重要性については理解されておられるようではあります。しかし、総理、状況を認識したり理解するだけではだめであります。どう具体的に行

動し改善していくか、実行が伴わなければなりません。

この三年間、総理は、通産大臣そして総理大臣として我が国の物づくりの責任者であつたわけですが、この間も中小企業をめぐる実態はよくならず、この間もむしろ悪化いたしております。物づくりの基盤となる技術の衰退が叫ばれております。

日本が今後とも技術立国として生き抜くためには、日本の技術を支える熟練労働者の社会的評価を高め、あらゆる施策を施行していくことが必要と思ひますが、総理の御見解をお伺いをいたします。

次に、産業空洞化の認識とその対応についてお伺いをいたします。

昨年十一月、通産省は、一九九五年時点の我が国製造業全体の雇用者数千三百六十万人が、二〇〇〇年時点では産業の空洞化等により二百二十万人が減少し、我が国経済がそのまま推移した場合、高齢化のピークを迎える二〇二五年には経済成長率は大幅に鈍化し、勤労者一人当たりの所得の伸びはマイナスに転落するとの調査結果を発表しています。しかも、この状況は二年前の予想よりはるかに速い速度で進行しています。

また、同じく十一月に通産省が発表した海外展開戦略に係る企業調査報告では、もし仮に今日のようないドル百二十円程度の円安水準が進んでも、一三％の企業が海外生産に比重を移し、国内での生産を縮小していくとしております。

我が国の産業空洞化は、製造業の海外生産比率が八五年には三％であつたものが、九五年には一〇％に達しているのが現状です。特に、電気機

械については既に海外生産が主体となっているものもあります。また、輸入動向を見ても、例えば戦後日本の復興のリード役であつた繊維工業においては、三二％にまで輸入が浸透しているという深刻な状況であります。この間、政府の諸施策は、空洞化の原因には手をつけないまま対症療法的に措置してきたにすぎないものであります。

政府は、産業の空洞化につながる企業の海外移転をどのように認識しているのか、また、海外移転の要因をどのように考え、その原因に対しどのような処置をしてきたのか、総理の御見解をお伺ひいたします。

次に、現行法の評価と新法との相違についてお尋ねをいたします。

今法案は、既に五年前に中小企業を対象とした特定中小企業集積の活性化法として施行されてきたものですが、この間にも産業集積の機能衰退は進行しています。現行法が五年間に産業集積の維持にどのよう貢献してきたのか、お尋ねをいたします。

また、現行法と新法との違いについてお伺ひし、本日にこの新法で集積機能の活性化ができると思われるのか、通産大臣にお伺ひをいたします。

次に、工場等制限法との整合性についてお尋ねをいたします。

今法案が集積機能の維持拡充を目指すものであるならば、現在国土庁で検討されている工場等制限法の制限も同時に緩和されなければ今法案の実効性は薄れます。現在、東京では、工場が移転した跡地に新しい工場を新設することが制限されて

おります。集積の刃こぼれがそのまま放置されてしまうことになり、この点について国土庁長官にお伺ひをいたします。

次に、歳出削減と中小企業対策予算についてお尋ねをいたします。

総理は、橋本政権の課題として六つの改革を主張されておりますが、その一つであります経済構造改革の中で今法案がどのように位置づけられておりますか。また、どのように寄与するのかを明確にしたいと思ひます。

とりわけ、十八日の財政構造改革会議で総理が示された「歳出の削減に当たつての基本的考え方」の中には、中小企業予算の抑制が明示されておりますが、何に對し重点配分し、中小企業対策費のどの部分を抑制されていくのか、総理にお伺ひをいたします。

次に、今法案を新法とした理由についてお伺ひをいたします。

今法案は、現行の臨時措置法に加え、基盤的技術産業集積というわかりづらい概念を導入しておりますが、従来の臨時措置法で十分対応できるのではないのでしょうか。通産省は今法案の説明に当たりよく東京大田区の例を出されますが、現行法においても大田区を排除したものではないはずであります。法律上では排除していないにもかかわらず、東京、神奈川、埼玉、千葉の各県にはその指定地域はありません。

通産大臣、今の法律では東京の大田区を指定することができないのかどうか、もしできるとしたら、なぜ首都圏の四つの都県からその申請がなかったのか、また同時に、今回の新法なら当然指定地域となるべき地域から申請がされるような制

度となっているのかどうか、通産大臣にお尋ねをいたします。

次に、都道府県のかかわりについて御質問をいたします。

今法案がその効果を十分に發揮し、地域の活性化に寄与するためには、都道府県の役割が重要になると思います。通産省の画一的な考え方ではなく、地域の特性に応じた活性化計画が必要であり、産地の皆さんに喜んでもらえるような法律とならないと。また、地域によっては地場産業とのかかわりを考慮しなければならぬことが多数ある実情を踏まえて、通産省としての都道府県や地域へのかかわり方、支援のあり方について、通産大臣の考えをお伺いいたします。

次に、中小企業の情報化支援についてお伺いをいたします。

現在、現行法のもとで全国九十四地域が指定されておりますが、そのほとんどで集積としての機能を後退させているのが現状であります。対症療法的に支援したところで、簡単に機能が回復できるものではありません。そこで、単に集積地だけの商取引を超えた取引の拡大とその円滑化を支援していくことが求められていると考えます。

通産省では数年前より、CALS、EDIといった大企業を中心とした電子商取引の規格の統一など、情報化の推進を進めておりますが、中小企業を対象としたものは現在まだございません。

平成九年度予算で初めて計上されておりますが、その額は二十五億円にすぎません。来年度予算から初めて対策が始まるということでは対応が遅い

と言わざるを得ないわけでございます。通産大臣の御認識をお伺いいたします。

最後に、橋本総理、総理は、行政、財政、社会保障、経済、金融システム、教育の六つの改革を一体的に断行しなければならぬと申されておりますが、これはすべて総花的で、今の橋本政権では実行可能とは思えないものばかりであります。まずは、せめて物づくりの支援を完全にやり遂げるといふような決意で、後世に日本の製造業が繁栄を続けているのは橋本総理大臣時代の施策のおかげだと言われような取り組みをされることを切に要望して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 平田議員にお答えを申し上げます。

まず、議員からは、日本の技術を支える熟練労働者の社会的な評価を高め、あらゆる施策を実行することが必要だ、そういう視点からのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、私は、技術者、技能者の社会的また経済的地位の向上を図りながら、物づくりに必要な技術、技能というものが尊重される社会というものを形成していくことは、技術立国を目指す日本として大変大切なことだと思います。

しかも、現在の少子化の進行する中におきまして、若いときから修練を必要とする技能分野にどう人材を集めていくかを私たちは真剣に考えなければなりません。

このためにも、技能検定など職業能力評価、あるいは技術、技能の振興施策、人材育成施策というものを産業界との連携を図りながら進めていか

なければならぬと考えております。殊に、教育の中におきましても、どうすれば技術というものの大切さを教え込んでいくことができるのか、こうした点に私どもは努力をしていきたいと考えております。

また、企業が最適な事業環境を求めて国際展開を図ること自体は評価できるものだと言わなければなりません。しかし、本来なら比較優位を持っているべき産業までが海外に移転するなど、産業の空洞化の懸念が一層進展していることも御指摘のとおりであります。そして、この背景には我が国の抱える高コスト構造などの構造的な問題、こうしたものがありまして、こうした状況を改善していくためにも引き続き経済構造改革、すなわち規制緩和等を積極的に進めて、国際的な競争の場における我が国の比較優位をつくり上げていかなければならないと思います。

同時に、我が国の人件費が途上国に比して高くなっているということもまた現実であります。議員もたしか繊維の御出身と記憶しております。私も自身も紡績会社の人間でありました。そして、繊維産業がその当時なぜ比較優位を持っていたか、それを振り返りますと、優秀な若い豊富な労働力が供給されていたこと、これが当時の繊維産業を支えていた一つのかきであることは御承知のとおりであります。私どもはそうした視点もこれから持っていかなければならないということを今日までも申し上げてまいりました。

次に、経済構造改革とこの法律案の関係についてのお尋ねがありました。

本法案では、地域の産業集積におきまして事業者による技術の高度化や新しい分野への進出を支

援することにより、産業集積の活性化を図ることとしております。こうした努力が、一方で進められる経済的な規制の緩和・撤廃等と相まちまして我が国の物づくりの基盤を強化する、そして経済構造改革の大きな柱の一つである国際的な魅力のある事業環境をつくり出していく、そうした整備を図っていききたいと思います。

最後に、中小企業対策予算についてのお答えを述べられました。

今回、財政構造改革の「基本的な考え方」として私が示しましたもの、それは「中小企業対策については、国の危機的な財政事情を踏まえ、中小企業者の活力や地方の役割を尊重する観点から、そのあり方及び当面の中小企業予算の抑制について検討する」といたしております。

私どもが今、財政構造改革というテーマに取り組む以上、その具体的な方策については、聖域を持つということなくすべてに取り組んでいかなければなりません。しかし、その場合、議員からも御指摘がありました地方の役割というものの、また、中小企業者の活力というものを呼び覚ますようなもの、こうした部分に重点を置かなければならぬものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣佐藤信吾君登壇、拍手)

○国務大臣(佐藤信二君) 平田議員にお答えいたします。

私に対しては数点ございましたが、それについて逐一お答えしたいと思います。

まず第一に、現行の中小集積活性化法の集積への貢献についてでございますが、平成四年以来、

全国で九十四地区の計画が承認されております。そして、地域の特性を生かした商品開発、技術開発等のプロジェクトが同法を契機に積極的に展開されているものと、かように考えております。これらの成果に大いに期待するとともに、本法案においても引き続きその円滑な遂行を支援していきたい、かように考えております。

次に、本法案と現行法との違い及び効果についてのお尋ねでございました。

本法案は、これまでの特定中小企業集積に加え、新たに物づくりを支えてきた部品、金型、試作品等の基盤的技術産業の集積を対象に、産業インフラ、この種の整備にも力を入れて対策を講じよう、かような考え方を持っております。

通商産業省といたしましては、このような両集積を対象に、事業者の相互のネットワークを活用した新たな事業活動の積極的な取り組みを促進していく、このことによって集積の機能の維持発展を図ることが可能だ、かような認識を持っております。

次に、現行法で対応可能なものではないかというお尋ねがございました。

近年の生産拠点の海外展開、こういうことによつて、産地等の特定中小企業集積、これだけではなく、我が国の基幹産業を支えてきた金型、試作品等の多様な事業者から成る産業集積も大きな影響を受けております。このようないため、こうした多様な業種で構成される産業集積を基盤的技術産業集積としてとらえ、その維持活性化のための方策を講ずる、かように考えている次第でございます。

次に、現行の中小集積活性化法による大田区の指定の可能性、こういうふうなお尋ねがございました。

御存じのように、本法は都道府県からの申請に基づいてその計画を承認することとしております。具体的な申請に対しては、活性化指針と照らしてその内容を検討の上対処する、こういうことになっておりますが、新法においても同様の仕組みとなっております、各都道府県の積極的な取り組み、これを期待している次第でございます。

次に、新法の制度についてのお尋ねでございます。

新法につきましても、現行法と同様、国が作成する活性化指針において、対象とすべき集積の規模等、活性化計画の承認の要件を示し、公表することとしております。

通商産業省といたしましては、都道府県が指針の内容を十分に踏まえて活性化計画を作成、申請するようその内容を十分説明してまいりたい、かように考えております。

次に、都道府県や地域へのかかわり方についてのお尋ねでございました。

本法律案に關しましては、産業集積の活性化の基本的な考え方を国が示して、活性化計画については都道府県が地域の特性等を踏まえて作成、申請することになっております。また、具体的な法の運用や支援策の実施に当たっては、地域の特性や地場産業の実態等を十分に把握し、対策の実効性を上げてまいりたい、かように考えております。

最後になりましたが、中小企業の情報化についてのお尋ねでございました。

これまで情報化に関する普及啓発、中小企業を含めた電子商取引の実証実験、情報化支援のための金融、税制措置等を実施してまいっておりますが、他方、近年の情報技術の急速な発展とか、こうした進展を踏まえまして、中小企業の情報ネットワーク活用支援を強力に推進するため、来年度より中小企業のニーズを踏まえた各種の情報システム開発、これを支援してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣伊藤公介君登壇、拍手)

○国務大臣(伊藤公介君) 工場等制限法の見直しをすべきではないかというお尋ねをいただきました。御指摘をいただきましたように、昨今の我が国の産業の空洞化、あるいは大学や高等教育をめぐります環境の大きな変化、そうした中で、特に首都圏あるいは近畿圏からこの工場等制限法を緩和すべきではないかという強い御指摘をいただいたところでございます。

さまざまな御指摘がありますけれども、私も十分検討をしてできる限り早く結論を出して、九年度中には少なくとも工場移転先に新しい工場の新増設が可能となるようにこの緩和措置を行ってまいりたいと思っております。

以上です。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長村上貞雄君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(村上貞雄君登壇、拍手)

○村上貞雄君 ただいま議題となりました両案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行または信託会社へ信託できることとするものであります。

委員会におきましては、貸付債券の対象範囲、債券貸付業務の委託条件とリスク管理、簡保資金運用のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思っております。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より本法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、多数をもって附帯決議を行いました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成九年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

その概要は、まず一般勘定事業収支におきまして、収入、支出とも六千九百九億円と収支が均衡しており、債務償還に必要な資金三十五億円については、前年度までの繰越金三百八十四億円をもって補てんすることとしております。

また、事業計画の主なもの、公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供、デジタル放送技術等の新しい放送技術の研究開発、効率的な業務運営の徹底、受信契約の増加と受信料の確実な収納の確保などとしております。

なお、本件につきまして、おおむね適当なものと認める旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送のデジタル化への対応、苦情処理機関の設立等放送倫理確立に向けた取り組み、財政基盤の確保のための受信料制度をめぐる課題、地域放送及び障害者向け放送の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、本件に対し、日本共産党を代表して上田委員より反対、自由民主党、社会民主党・護国連合、新党さきがけを代表して陣内理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定をいたしました。

なお、本件に対し、全会一致をもって七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の採決をいたします。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本年四月一日から週四十時間労働制が全面的に実施されるに当たり、従来適用が猶予されてきた中小企業等においてその円滑な定着が図られるよう、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、二年間の指導期間を設け、この間における労働時間の短縮に関する国の指導、援助等に当たつての配慮について定めるものであります。

委員会におきましては、現在なお多くの中小企業において週四十時間労働制が導入されていない状況とその円滑な実施のための対策、二年間の指導期間の意味及びきめ細かな指導の内容、労働基準法の趣旨から見た労働時間短縮と賃金との関係、労働組合組織率の低い中小企業における労使間の話し合いの実態、時間外労働を抑制するための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

平成九年三月二十六日 参議院會議録第十三号

水産業協同組合法の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

議事日程追加の件 国 六

方、老朽船の海難事故防止対策、入港時における外国船舶の監督強化策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長 長真島一男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(真島一男君登壇、拍手)

○真島一男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の漁業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、信用事業を行

う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するため、最低出資金制度の導入、監査体制の充実、常勤役員等の兼職・兼業の制限等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、漁協等の信用事業のあり方、監査の実効性の確保、合併・事業譲渡の現状と今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生委員長上 山和人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(上山和人君登壇、拍手)

○上山和人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額の恩給の額の引き上げに準じて引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、慰労給付金を支給されない旧日赤看護婦等の救済措置、永住帰国した中国残留邦人に対する自立支援、そして朝鮮半島出身の元日本軍人軍属に対する補償などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とす

ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないものと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長 長下穂積耕吉君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(下穂積耕吉君登壇、拍手)

○下穂積耕吉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院議院運営委員長提出によるものであります。本年四月から、現行の特殊乗車券及び航空券の選択制に加え、議員の申し出により、予算の範囲内で、特殊乗車券及び航空券をあわせて受けることができることとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、参議院事務局職員
定員規程の一部改正に関する件についてお諮りい
たします。

議長は、本件について議院運営委員会に諮りま
したところ、議席に配付いたしました参議院事務
局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおり
とする旨の決定がございました。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本規程案に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
田村 公平君 栗原 君子君
小山 峰男君 魚住裕一郎君
渡辺 孝男君 末広真樹子君
山口 哲夫君 釘宮 磐君
福本 潤一君 山本 保君
椎名 素夫君 矢田部 理君
北澤 俊美君 西川 玲子君
山崎 力君 高野 博師君
江本 孟紀君 長谷川道郎君

平田 健二君 和田 洋子君
常田 享詳君 鈴木 正孝君
菅川 健二君 市川 一朗君
水島 裕君 岩瀬 良三君
小林 元君 石田 美栄君
山崎 順子君 都築 譲君
荒木 清寛君 浜四津敏子君
直嶋 正行君 寺澤 芳男君
統 訓弘君 武田 節子君
長谷川 清君 牛嶋 正君
泉 信也君 白浜 一良君
勝木 健司君 猪熊 重二君
星野 朋市君 木暮 山人君
広中和歌子君 片上 公人君
及川 順郎君 石井 一二君
鶴岡 洋君 永野 茂門君
大森 礼子君 芦尾 長司君
水野 誠一君 上吉原一天君
大野つや子君 加藤 修一君
奥村 展三君 堂本 曉子君
岩永 浩美君 依田 智治君
阿曾田 清君 益田 洋介君
林 久美子君 鈴木 政二君
田浦 直君 武見 敏三君
海野 義孝君 戸田 邦司君
高橋 令則君 今泉 昭君
小山 孝雄君 北岡 秀二君
龜谷 博昭君 釜本 邦茂君
風間 昶君 横尾 和伸君
山下 栄一君 平野 貞夫君
二木 秀夫君 鴻池 祥肇君
鎌田 要人君 寺崎 昭久君

木庭健太郎君
田村 秀昭君
野沢 太三君
鈴木 貞敏君
林 寛子君
大久保直彦君
林田悠紀夫君
野村 五男君
服部三男雄君
岡 利定君
三浦 一水君
保坂 三蔵君
林 芳正君
吉村剛太郎君
山崎 正昭君
谷川 秀善君
関根 則之君
矢野 哲朗君
佐藤 静雄君
南野知恵子君
陣内 孝雄君
中曾根弘文君
須藤良太郎君
清水嘉与子君
竹山 裕君
下稻葉耕吉君
宮崎 秀樹君
沓掛 哲男君
高木 正明君
大木 浩君
坂野 重信君
佐々木 満君
足立 良平君
松浦 孝治君
永田 良雄君
平井 卓志君
吉田 之久君
世耕 政隆君
鈴木 省吾君
西田 吉宏君
上野 公成君
山本 一太君
松村 龍二君
平田 耕一君
塩崎 恭久君
溝手 顕正君
加藤 紀文君
狩野 安君
尾辻 秀久君
松谷倉一郎君
野間 起君
鹿熊 安正君
斎藤 文夫君
石川 弘君
片山虎之助君
吉川 芳男君
青木 幹雄君
上杉 光弘君
久世 公亮君
倉田 寛之君
遠藤 要君
村上 正邦君
井上 吉夫君
岩崎 純三君

井上 裕君 太田 豊秋君
笠原 潤一君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 上山 和人君
畑 恵君 馳 浩君
日下部徳代子君 谷本 巍君
菅野 壽君 中島 眞人君
中原 爽君 長峯 基君
橋本 聖子君 大淵 絹子君
洲上 貞雄君 景山俊太郎君
海老原義彦君 岩井 國臣君
阿部 正俊君 横崎 泰昌君
鈴木 栄治君 清水 澄子君
成瀬 守重君 大島 慶久君
坪井 一字君 真島 一男君
佐藤 泰三君 河本 英典君
清水 達雄君 梶原 敬義君
小野 清子君 志村 哲良君
木宮 和彦君 浦田 勝君
石井 道子君 守住 有信君
真鍋 賢二君 青木 薪次君
宮澤 弘君 嶋崎 均君
井上 孝君 板垣 正君
松浦 功君 岡野 裕君
大河原太一郎君 岡部 三郎君
田沢 智治君 志苦 裕君
齋藤 勁君 小川 勝也君
西川 潔君 山下 芳生君
朝日 俊弘君 峰崎 直樹君
中尾 則幸君 島袋 宗康君
笠井 亮君 渡辺 四郎君
前川 忠夫君 今井 澄君
川橋 幸子君 山田 俊昭君

一、

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

酒税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

酒税法の一部を改正する法律

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた

旨の通知書を受領した。

113

異動前の氏名
異動後の氏名
異動年月日

官職名	官職名	年月日
特許庁長		

理事 事務代 広沢 孝夫 (解職) 平九三三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の

者を、第四百十四回国会政府委員に任命することを

承認した。

特許庁長官 荒井 寿光君

同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁長官荒井寿

光君(同日議長承認)を、**第一百四十四回国会政府委員**

に任命した旨の通知書を受領した。

100

Journal of Management Inquiry 26(1) 3-17 © The Author(s) 2017. Reprints and permissions: sagepub.com/journalsPermissions.nav DOI: 10.1177/1056492616681111

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

大河原太一郎君 海老原義彦君

大蔵委員

辞任 補欠

松前 達郎君 千葉 景子君

農林水産委員

辞任 補欠

国井 正幸君 川橋 幸子君

商工委員

辞任 補欠

中尾 則幸君 竹村 泰子君

運輸委員

辞任 補欠

竹村 泰子君 中尾 則幸君

通信委員

辞任 補欠

千葉 景子君 松前 達郎君

労働委員

辞任 補欠

海老原義彦君 大河原太一郎君

予算委員

辞任 補欠

加藤 修一君 大森 礼子君

小島 慶三君 齋藤 勤君

竹村 泰子君 一井 淳治君

山下 芳生君 吉川 春子君

島袋 宗康君 山田 俊昭君

決算委員

辞任 補欠

長谷川道郎君 加藤 修一君

法務委員会

理事 橋本 敦君 (橋本敦君の補欠)

運輸委員会

理事 戸田 邦司君 (戸田邦司君の補欠)

理事 中尾 則幸君 (中尾則幸君の補欠)

通信委員会

理事 三重野栄子君 (三重野栄子君の補欠)

労働委員会

理事 川橋 幸子君 (世野貞子君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

総務庁設置法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

内閣委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二二号) 法務委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三号) 外務委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(閣法第二四号) 厚生委員会に付託

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第二五号) 農林水産委員会に付託

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(閣法第二六号) 商工委員会に付託

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(閣法第二七号) 労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一〇号)

航空業務に関する日本国とバプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一一号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第一六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一

部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月二十三日任期満了による再任)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

第二 西村 眞悟君 (実川幸夫君の補欠)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)審査報告書

書

平成九年三月二十六日 参議院会議録第十三号

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めらるるの件

一〇

審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十五日

通信委員長 洲上 貞雄
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託することができるとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、現下の厳しい経済情勢と金融環境の国際的変化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益を増進するため、簡易生命保険積立金の運用に当たっては、公共の利益に十分配慮するとともに、市場リスクなどのリスク管理の徹底を図り、その一層確実かつ有利な運用に努めること。右決議する。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年三月四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 前号に規定する債券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託で、当該債券を金融機関その他同様の政令で定める法人に対する貸付けの方法によつてのみ運用する旨の契約があるもの

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めらるるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十五日

通信委員長 洲上 貞雄
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めらるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入、事業支出とも六千九百九億円であつて収支均衡しており、債務償還に必要な資金三十五億円については、前年度までの繰越金三百八十四億円をもって補てんすることとしている。

また、事業計画においては、公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発、効率的な業務運営の徹底、受信契約の増加と受信料の確実な収納の確保等に重点を置いている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送に携わる者はその社会的影響力を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送倫理の確立を図り、国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。

一、協会は、その財政が厳しい状況にあることを深く認識し、今後とも業務全般にわたり抜本的な見直しを行い、効率化の徹底により経費の節減を図るとともに、視聴者の十分な理解と協力

が得られるよう、関連団体を含む協会全体の経営内容を視聴者に分かりやすい形で積極的に公開するように努めること。

一、協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、視聴者の負担の公平を図る観点からも衛星放送を含む受信契約の締結と確実な収納を行い、財政基盤の確立に努めること。

一、マルチメディア時代における放送をめぐる環境の変化に適切に対応し、デジタル放送の導入に向けた研究開発等について、視聴者とその成果を十分享受できるよう積極的に取り組むとともに、ハイビジョン放送を含む衛星放送の既存視聴者の利益保護にも十分配慮すること。

一、情報通信を通じた福祉の増進の観点から、障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を一層拡充するため総合的な施策を推進すること。

一、放送の国際化に対応し、国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るため、映像を含む国際放送を拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。

一、協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するように努めること。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成9年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成9年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成9年度収支予算

予算総則

- 第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成9年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。
- 第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じて、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。
- 第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
- 第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができ。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。
- 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
- 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。
- 第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より削減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経

て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金又は放送債券に替えることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関する経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関連ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

(一般勘定)
(事業収支)
平成9年度収支予算書

(単位 千円)

款		項	金額
事業収入	受入	料入	610,997,911
	交付金収入	594,500,385	
事業支出	支払	1,974,221	
	国庫支出金	7,366,000	
事業支出	国庫支出金	5,623,305	
	国庫支出金	500,000	
事業支出	国庫支出金	1,034,000	
	国庫支出金	610,997,911	
事業支出	国庫支出金	244,897,352	
	国庫支出金	6,638,773	
事業支出	国庫支出金	57,841,404	
	国庫支出金	2,032,992	
事業支出	国庫支出金	3,026,812	
	国庫支出金	8,035,744	
事業支出	国庫支出金	148,918,811	
	国庫支出金	49,485,074	
事業支出	国庫支出金	14,330,140	
	国庫支出金	54,407,000	
事業支出	国庫支出金	16,236,809	
	国庫支出金	2,147,000	

	予備費	3,000,000
事業収支差金		0

(資本収支) (単位 千円)

款	項	金 額
資本収入		74,738,000
	前期繰越金受入れ	3,488,000
	減価償却受入れ	54,407,000
	資産座入金	2,227,000
	放送債券償還積立資産展入れ	1,280,000
	長期借入金	13,336,000
資本支出		74,738,000
	建設費	62,200,000
	送出設備償還積立資産繰入れ	2,118,000
	放送債券償還積立資産繰入れ	3,488,000
	放送債券償還金	1,280,000
	長期借入金返還金	5,652,000
資本収支差金		0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,089億6,391万1千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,088億5,091万1千円であり、経常収支差金は、11億1,300万円である。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
事業収入		491,000
	受託業務等収入	491,000
事業支出		412,000
	受託業務等費	389,000
	財	23,000
事業収支差金		79,000

事業収支差金7,900万円と受託業務等費の間接経費3億6,200万円を合わせた4億4,100万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分
契約種別

カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
	口座振替	1,345円	7,650円	14,910円
普通契約	訪問集金	905円	5,190円	10,130円
	口座振替	855円	4,890円	9,550円
衛星カラー契約	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
	口座振替	2,290円	13,090円	25,520円
衛星普通契約	訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円

特 別 契 約	口 継	座 振 替 込	1,800円	10,330円	20,160円
	訪 問	集 金	1,055円	6,030円	11,760円
	口 継	座 振 替 込	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分			月 額	6か月前払額	12か月前払額
	訪 問	集 金	替 込			
カ ラ ー 契 約	口 継	座 振 替 込		1,240円	7,110円	13,860円
	訪 問	集 金		1,190円	6,810円	13,280円
普 通 契 約	口 継	座 振 替 込		750円	4,350円	8,500円
	訪 問	集 金		700円	4,050円	7,920円
衛 星 カ ラ ー 契 約	口 継	座 振 替 込		2,185円	12,550円	24,470円
	訪 問	集 金		2,135円	12,250円	23,890円
衛 星 普 通 契 約	口 継	座 振 替 込		1,695円	9,790円	19,110円
	訪 問	集 金		1,645円	9,490円	18,530円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛 星 カ ラ ー 契 約	衛 星 普 通 契 約 特 別 契 約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	250円	90円
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額			
契 約 種 別	割 引	額	
衛 星 カ ラ ー 契 約	すべての契約件数を対象に、		
衛 星 普 通 契 約	契約件数1件あたり	月額 250円	
特 別 契 約			

平成9年度事業計画

1 計画概説
デジタル化・多チャンネル化の進展など放送を取り巻く環境は大きく変化している。平成9年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供に努めるとともに、新しい時代や社会の要請にこたえるため、番組編成の積極的見直しと番組の充実を行い、国民生活に欠かせない公共放送としての役割を果たす。また、ハイビジョン放送の拡充・強化と普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組むこととする。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、経営全般にわたり効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、衛星放送の継続に必要な設備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、多様な視聴者の要望にこたえて、番組の充実を図り、公共放送の使命に徹し、信頼感のある公正で的確なニュース・情報番組及び人々の共感を呼ぶ豊かで潤いのある番組の提供に努めるとともに、地域に密着した放送サービスの充実・強化、福祉番組の充実、字幕・手話放送の拡充を行う。

また、第18回冬季オリンピック・長野大会の放送番組を特別編成する。

(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送の充実を努め、委託協会国際放送業務(以下「映像による国際放送」という。)を拡充する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

なお、受信料の月額は、引き続き据え置くことを基本とするが、消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う税負担の適正な転嫁を行う。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に

公開して、我が国の放送文化の発展に資する。 (7) 経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。 (8) 衛星放送の継続的・安定的実施のため、放送衛星を調達する法人に対して出資を行う。また、放送及びその受信の進捗発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。 (9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。	(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、32億7,700万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア テレビジョン放送については、総合放送は、多チャンネル化の進展による放送サービスの専門化・細分化のなかにあって、視聴者にとって不可欠な情報を提供する総合放送としての役割を堅持し、調和ある番組編成と、個々の番組内容の一層の充実を努める。また、災害等緊急時の放送に万全を期し視聴者の信頼にこたえとともに、生活時間の多様化に対応するため、深夜放送時間の拡大を進め、日曜深夜を除いて1日24時間を基本とした放送時間とする。 番組内容については、視聴者の判断のよりどころとなる公正で的確な情報を伝ええるとともに、生活感覚を重視した親しまれるニュース・情報番組の一層の充実を図る。あわせて、夜間に個性的で創造性豊かな教養・娯楽番組を編成するとともに、21世紀を見据えた大型企画番組の開発を行う。 教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生涯学習番組を中心とした編成を行い、心の豊かさをほぐむ番組、知的関心にこたえる番組、幼児・子供向け番組及び福祉番組、手話ニュース等を充実するとともに、時間帯ごとに視聴対象を明確にした編成に刷新する。 衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポンズ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、技術実験時間を除き1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。 ハイビジョン放送については、放送時間を拡大し、1日8時間を基本として弾力的に実施し、ハイビジョンの高画質・高音質の特性を生かした番組を積極的に開発するなど、一層の普及促進を図る。 ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、災害等緊急時に備えた機動力やネットワークを充実させるとともに、ニュース・生活情報を中心に多様な情報を提供する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組を提供するとともに、在日外国人向けの番組を編成する。また、FM放送は、1日19時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様なジャンルの音楽番組を提供する。 地域放送については、総合放送の午後6時台を刷新するなど、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実を努めることとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした放送時間により、地域情報番組を提供する。また、地域から全国への情報発信を一層推進する。 テレビジョン音声多重放送については、テレビジョン放送の一部の番組について、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。特に解説放送においては、視聴者向け向けの放送を行う。テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を
2 建設計画 建設計画については、新放送施設の整備に114億7,900万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に120億200万円、演奏所の整備に47億3,000万円、放送番組設備の整備に251億5,000万円、研究設備の整備等に88億3,900万円、総額222億円をもって施行する。 (1) 新放送施設整備計画 衛星放送の継続的・安定的実施に必要な設備の整備を取り進めるとともに、ハイビジョン放送の拡充に伴う設備の整備を行う。 これらに要する経費は、114億7,900万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 外国電波伝信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、92億7,500万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波伝信等に対する受信改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、27億2,700万円である。 (4) 演奏所整備計画 放送会館については、長野放送会館を完成し、大分放送会館の建設を継続するとともに、大分放送会館の建設に着工する。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。 これらに要する経費は、47億3,000万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行うとともに、地域放送の充実のための設備の整備を行う。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、251億5,000万円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 放送技術研究所の建設に着工するとともに、新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行う。また、宿舍等の整備を行う。 これらに要する経費は、55億6,200万円である。	

提供するとともに、聴覚障害者向けの字幕番組の拡充を行う。また、衛星第2テレビジョンにおいて字幕放送を開始する。

F M文字多重放送については、ニュース、気象情報等の提供を充実する。
海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人への情報提供を充実する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,763億5,667万6千円、番組の編成企画等に120億3,509万1千円で、総額1,883億9,176万7千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、565億558万5千円である。
以上により、国内放送費総額は、2,448億9,735万2千円となり、前年度2,351億5,139万7千円に対して、97億4,595万5千円の増額となる。

(2) 国際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送及び映像による国際放送を実施する。

音声による国際放送については、1日65時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。

映像による国際放送については、北米向けに1日5時間30分程度、欧州向けに放送時間を拡大して1日4時間40分程度の放送時間とし、ニュース・情報番組及びアジアを多角的に取り上げる番組等を拡充する。

このため、総額66億3,877万3千円となり、前年度64億4,568万6千円に対して、1億9,308万7千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額578億4,140万4千円となり、前年度563億936万9千円に対して、15億3,204万4千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動を行う。

このため、総額20億3,299万2千円となり、前年度19億8,135万9千円に対して、5,163万3千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額30億2,681万2千円となり、前年度29億4,543万1千円に対して、8,138万1千

円の増額となる。

(6) 調査研究

調査研究については、技術面において、デジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発やハイビジョン壁掛けテレビの実用化に向けた研究を推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。番組面においては、番組視聴状況調査や国民世論調査を実施するなど視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。

このため、総額80億3,574万4千円となり、前年度79億5,444万9千円に対して、8,129万5千円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険料の増等により、総額494億8,507万4千円となり、前年度489億3,074万5千円に対して、5億5,432万9千円の増額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、諸税公課の増等により、総額142億3,014万円となり、前年度139億6,084万8千円に対して、3億6,929万7千円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は4億9,100万円、支出は4億1,200万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成9年度	平成8年度	増	減
年度	初頭	25,941,000	26,257,000	△	316,000
年度	内新規	2,241,000	2,107,000		134,000
年度	内解約	2,516,000	2,423,000		93,000
年度	内増加	△ 275,000	△ 316,000		41,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成9年度	平成8年度	増	減
年度	初頭	918,000	880,000		38,000
年度	内新規	54,000	78,000	△	24,000
年度	内解約	41,000	40,000		1,000
年度	内増加	13,000	38,000	△	25,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増	減
年度初頭契約件数	数	694,000	768,000	△	74,000
年度内新規契約件数	数	0	5,000	△	5,000
年度内解約件数	数	65,000	79,000	△	14,000
年度内増加契約件数	数	△	74,000		9,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増	減
年度初頭免除件数	数	83,000	97,000	△	14,000
年度内新規免除件数	数	0	0		0
年度内解約件数	数	3,000	14,000	△	11,000
年度内増加免除件数	数	△	14,000		11,000

(3) 衛星カウ一契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増	減
年度初頭契約件数	数	8,097,000	7,291,000		806,000
年度内新規契約件数	数	1,210,000	1,171,000		39,000
年度内解約件数	数	405,000	365,000		40,000
年度内増加契約件数	数	805,000	806,000	△	1,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増	減
年度初頭免除件数	数	29,000	25,000		4,000
年度内新規免除件数	数	3,000	5,000	△	2,000
年度内解約件数	数	1,000	1,000		0
年度内増加免除件数	数	2,000	4,000	△	2,000

(4) 衛星普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増	減
年度初頭契約件数	数	46,000	42,000		4,000
年度内新規契約件数	数	0	6,000	△	6,000
年度内解約件数	数	5,000	2,000		3,000
年度内増加契約件数	数	△	4,000	△	9,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増	減
年度初頭免除件数	数	1,000	1,000		0
年度内新規免除件数	数	0	0		0
年度内解約件数	数	0	0		0
年度内増加免除件数	数	0	0		0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増	減
年度初頭契約件数	数	16,000	16,000		0
年度内新規契約件数	数	0	1,000	△	1,000
年度内解約件数	数	0	1,000	△	1,000
年度内増加契約件数	数	0	0		0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	カウ一契約	普通契約	衛星カウ一契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	数	25,941,000	694,000	8,097,000	46,000	16,000	34,794,000
年度内増加契約件数	数	△ 275,000	△ 65,000	805,000	△ 5,000	0	460,000
年度末契約件数	数	25,666,000	629,000	8,902,000	41,000	16,000	35,254,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	244,000	9,000	34,000	1,000	288,000
年度内増加契約件数	2,000	△ 1,000	5,000	0	6,000
年度末契約件数	246,000	8,000	39,000	1,000	294,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,166,000	20,997,000	778,000	25,941,000
年度内増加契約件数	△ 19,000	△ 180,000	△ 76,000	△ 275,000
年度末契約件数	4,147,000	20,817,000	702,000	25,666,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	177,000	64,000	3,000	244,000
年度内増加契約件数	△ 3,000	5,000	0	2,000
年度末契約件数	174,000	69,000	3,000	246,000

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	174,000	486,000	34,000	694,000
年度内増加契約件数	△ 29,000	△ 30,000	△ 6,000	△ 65,000
年度末契約件数	145,000	456,000	28,000	629,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪 問 集 金	合 計
年度初頭契約件数	9,000	9,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	△ 1,000
年度末契約件数	8,000	8,000

(3) 衛星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	550,000	7,265,000	282,000	8,097,000
年度内増加契約件数	33,000	740,000	32,000	805,000
年度末契約件数	583,000	8,005,000	314,000	8,902,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	11,000	22,000	1,000	34,000
年度内増加契約件数	0	5,000	0	5,000
年度末契約件数	11,000	27,000	1,000	39,000

(4) 衛星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	35,000	2,000	46,000
年度内増加契約件数	△ 5,000	0	0	△ 5,000
年度末契約件数	4,000	35,000	2,000	41,000

(5) 特別契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	1,000	4,000	11,000	16,000
年度内増加契約件数	0	0	0	0
年度末契約件数	1,000	4,000	11,000	16,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	合 計
年度初頭契約件数	1,000	1,000
年度内増加契約件数	0	0
年度末契約件数	1,000	1,000

3. ノンブル放送の11月情報導入に同様に別先開先発に慎重に扱うこと。
4. 映像国際放送の赤事等を通じて海外への情報発信を一層強化すること。
- 5.

審査報告書

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十五日

労働委員長 勝木 健司

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成九年四月一日からの週四十
時間労働制への全面的な移行等にかんがみ、従
来適用が猶予されてきた中小企業等において、
その円滑な定着が図られるよう労働時間の短縮
の促進に関する臨時措置法の廃止期限を延長す
るとともに、中小企業等の労働時間の短縮に関
する国の指導、援助等に当たつての配慮を定め
るものであつて、おおむね妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度
労働保険特別会計予算の労災勘定に約二百六億
四千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる
社会を実現し、国際公約ともなっている年間総
実労働時間千八百時間を早朝に達成するよう、
次の事項について適切な措置を講ずるべきであ
る。

一、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府
が一体となつて労働時間短縮対策を総合的に推
進すること。

二、本法の施行に当たり、労働基準法の適用につ
いては、労働条件を低下させないとの同法の趣
旨が徹底されるよう十分留意すること。また、
本法に基づくきめ細かな指導、援助等が週四十
時間労働制の定着に向けて十分な効果を上げる
ことができるよう万全の対応を図ること。

三、週四十時間労働制の円滑な定着に向けて、中
小零細企業対策を効果的に行うとともに、下請
中小企業の労働時間短縮のため、発注方法の改
善等取引慣行の是正など、関係法律の遵守に向
けた取組を一層強力に進めること。また、年次
有給休暇の付与及び取得日数の増加、時間外労
働の抑制策等について労使の認識を高めるよう
に努めること。

四、週四十時間労働制に完全に移行できるよう、
本法の趣旨、内容、労働時間の短縮の意義につ
いて、事業主団体等に対する周知を図るととも
に、業種や地域の実情に応じた労働時間短縮の
進め方については、地方労働基準審議会や地方
労働時間問題懇談会等の場を活用して、十分な
協議が行われるようにするなど、関係者の合意
形成の促進に努めること。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法
の一部を改正する法律

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平
成四年法律第九十号)の一部を次のように改正す
る。

附則第二条中「この法律の施行の日から五年以
内を平成十三年三月三十一日まで」に改める。

附則第三条を次のように改める。
(指導、援助等に当たつての配慮)

第三条 平成九年四月一日から平成十一年三月三
十一日までの間において、国は、平成九年三月
三十一日において労働基準法第三十一条第一
項の規定により読み替えて適用する同法第三十
二条第一項の規定の適用を受けていた事業(同
法第九条に規定する事業をいう。以下この項に
おいて同じ。)の事業主に対し第三条第一項に規
定する指導、援助等を行うに当たつては、最近
における産業構造、国際経済環境その他の経済
的事情の著しい変化にかんがみ、当該事業に対
して同年四月一日以後同法第三十一条第一項
の規定が適用されなくなったことを考慮しつ
つ、きめ細かな指導、援助等を行うよう配慮し
なければならない。

2 国は、第四条第二項第三号に掲げる事項を労
働時間短縮推進計画に定めるに当たつては、前
項の規定により第三条第一項に規定する指導、

援助等を行うに当たつて配慮しなければならない。
い事項を定めなければならない。

附則第四条及び第五条を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止
に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十五日

運輸委員長 直嶋 正行

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における船舶の信頼性の向
上及び外国における日本船舶の建造の実態に対
応するため、船舶検査証書及び海洋汚染防止証
書の有効期間を延長するとともに、外国におい
て製造検査を受けることができることとするほ
か、千九百七十三年の船舶による汚染の防止の
ための国際条約附属書Vの改正に伴い、船舶発
生廃棄物汚染防止規程を定め、これを船舶内に
備え置き、又は掲示することを義務付けること
とする等の改正を行おうとするものであつて、
妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成九年二月十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(船舶安全法の一部改正)

第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「三十メートル未満ノ船舶」の下に「及本法施行地外ニ於テ製造スル船舶」を加える。

第十條第一項中「四年」を「五年」に改め、同條第二項中「五月」を「三月」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第二條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九條」を「第十九條の二」の二に、「第十九條の二」を「第十九條の二の三」に改める。

第十條の次に次の三條を加える。

(船舶発生廃棄物汚染防止規程)

第十條の二 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶ごとに、運輸省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物(当該船舶内にある船員

その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。)の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項について、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は揭示しておかなければならない。

2 船長は、前項の船舶発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

(船舶発生廃棄物記録簿)

第十條の三 国際航海(一)の港と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。)に従事する船舶のうち運輸省令で定めるものの船長は、船舶発生廃棄物記録簿を船舶内に備え付けなければならない。

2 前項に規定する船舶の船長は、当該船舶における船舶発生廃棄物の排出その他船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業で運輸省令で定めるものが行われたときは、その都度、運輸省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長は、船舶発生廃棄物記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、船舶発生廃棄物記録簿の様式その他船舶発生廃棄物記録簿

に關し必要な事項は、運輸省令で定める。
(船舶発生廃棄物の排出に關して遵守すべき事項等の揭示)

第十條の四 運輸省令で定める船舶の船舶所有者は、運輸省令で定めるところにより、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に關して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に關する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように揭示しなければならない。

第十一條中「前條第二項第三号」を「第十條第二項第三号」に改める。

第十七條の三 第二項中「四年」を「五年」に、「五月」を「三月」に改める。

第十七條の九 第一項中「(一)の港と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。」を削る。

第十九條の二を第十九條の二の三とし、第四章中第十九條の次に次の二條を加える。

(海洋施設発生廃棄物汚染防止規程)

第十九條の二 運輸省令で定める海洋施設の管理者は、運輸省令で定めるところにより、海洋施設発生廃棄物(当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。)の取扱いに關する作業を行う者が遵守すべき事項その他海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止に關する事項について、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを海洋施設内に備え置き、又は揭示しておかなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え置き、又は揭示しておくこ

とが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え置くことができる。

2 海洋施設の管理者は、前項の海洋施設発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項を、当該海洋施設内にある者のうち海洋施設発生廃棄物の取扱いに關する作業を行うものに周知させなければならない。

(海洋施設発生廃棄物の排出に關して遵守すべき事項等の揭示)

第十九條の二の二 運輸省令で定める海洋施設の管理者は、運輸省令で定めるところにより、当該海洋施設内にある者が海洋施設発生廃棄物の排出に關して遵守すべき事項その他海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止に關する事項を当該海洋施設内において当該海洋施設内にある者に見やすいように揭示しなければならない。

第四十八條第五項中「有害液体物質記録簿」の下に、「船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿を、」条約証書の下に、「海洋施設発生廃棄物汚染防止規程」を加える。

第四十九條中「又は有害液体物質記録簿を、」有害液体物質記録簿又は船舶発生廃棄物記録簿に改める。

第五十五條第一項第五号中「第十九條の二第一項」を「第十九條の二の三第一項」に改める。

第五十七條第二号中「第二項」の下に、「第十條の二第一項、第十九條の二第一項」を加え、同條第四号中「第十九條の二第三項」を「第十九條の二の三第三項」に改める。

第五十八條第二号中「第九條の五第一項若し

くは第三項の下に、第十条の第三項若しくは第三項、第十条の四を、第十九条第一項若しくは第三項の下に、第十九条の二の二を加え、同条第三号中「第九条の五第二項」の下に「第十条の第三項」を、「有害液体物質記録簿」の下に、「船舶発生廃棄物記録簿」を加え、同条第四号中「第十九条の二第五項」を「第十九条の二の三第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中船舶安全法第六条第二項の改正規定 公布の日

二 第二条の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の三第二項の改正規定を除く)並びに附則第四条及び第五条の規定 平成九年七月一日

(船舶安全法の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に交付されている船舶検査証書の有効期間については、なお従前の例による。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に交付されている海洋汚染防止証書の有効期間については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に建造された船舶又は海洋施設については、同号に定める日から起算して一年を経過する日まで

の間は、第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十条の二から第十条の四まで又は第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、適用しない。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五号中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十条の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第十条の四を第十条の五とし、第十条の三第一項中(「一の港」と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第十条の四とし、第十条の二を第十条の三とする。

第五号中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十一条の改正規定及び同法第十七条の九第一項の改正規定を削り、同法第十七条の十五の改正規定の次に次のように加える。

第五十七條第二号中「第十条の二第一項」を「第十条の三第一項」に改める。

第五十八條第二号中「第十条の三第一項」を「第十条の四第一項」に、「第十条の四」を「第十条の五」に改め、同条第三号中「第十条の三第二項」を「第十条の四第二項」に改める。

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決し、よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十五日

農林水産委員長 真島 一男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の漁業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、信用事業を行う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するため、最低出資金制度の導入、員外監事及び常勤監事の設置その他の監査体制の充実、常勤役員等の兼職及び兼業の制限等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認め、なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

水産業協同組合は、漁業者等の協同組織として、水産業の振興や漁村の活性化等に貢献しているばかりでなく、昨年の国連海洋法条約の締結に伴い、資源の管理についても重要な役割を果たすことが期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 自己資本及び内部留保の充実については、組合員の理解と協力を得ながら推進するよう、その実現に向けて十分指導すること。

二 員外監事・常勤監事の必置等については、組合の信用事業の規模や地域の実情等にも配慮しつつ、監査体制の強化が図られるよう十分指導すること。また、全漁連による監査が公認会計

士等の活用により充実したものとなるよう指導するとともに、行政検査の充実を努め、監査・検査の実効性の確保を図ること。

三 役員等の兼職・兼業の制限の適用に当たっては、漁村の実情や組合事業の特性・専門性にも配慮しつつ、責任ある業務執行体制が確立されるよう十分指導すること。

四 部門別損益の組合員への開示については、この制度が、組合員の理解を深め、組合の経営体制の強化に資することとなるよう指導すること。

五 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実情に対処し、地方公共団体とも連携して、漁協の経営基盤の強化のための諸対策の推進に努めること。右決議する。

右決議する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年三月四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の五条を加える。

(出資の総額の最低限度)

第十一条の二 前条第一項第二号の事業を行う組合の出資(第十九条の二第二項の回転出資金を除く)の総額は、政令で定める区分に応じ、政

令で定める額以上でなければならぬ。

- 2 前項の政令で定める額は、二千万円(組合員(第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く)の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円)を下回つてはならない。

(信用事業規程)

- 第十一条の三 組合は、第十一条第一項第二号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

- 2 前項の信用事業規程には、信用事業第十一条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。第十一条の五、第四十八条第一項第五号、第五十条第三号の二、第五十四条の二、第五十八条の二、第二百二十三条の二第一項及び第三項、第二百二十七条第一項並びに第二百三十条第一項第十号において同じ。の種類及び事業の実施方法に關して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

- 3 信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 4 第一項及び前項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならない。

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)

- 第十一条の四 組合は、第十一条第九項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た

額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。

(経営の健全性の確保)

- 第十一条の五 主務大臣は、第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実に状況が適当であるかどうか、剰余金の処分の方法が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

(同一人に対する信用の供与)

- 第十一条の六 第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条及び第八十七条の三において同じ。)は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金(出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条及び第八十七条の三において「信用供与限度額」という。)を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する

信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

- 3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、主務省令で定める。

- 第十二条第一項中「前条第一項第五号を」第十一條第一項第五号に、「うけて」を「受けて」に改める。

- 第十六条の二から第十六条の五までを削る。

- 第三十四条の見出しを「役員」に改め、同条に次の三項を加える。

- 10 第十一条第一項第二号の事業を行う組合政令で定める規模に達しない組合を除く。にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社(組合が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有価証券の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならない。

- 11 組合及びその子会社又は当該組合の子会社が株式会社の子会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有価証券の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社又は有価証券の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会式会社又は有限会社は、前項の規定の適用については、当該組合の子会社とみなす。

- 12 第十一条第一項第二号の事業を行う組合政令で定める規模に達しない組合を除く。は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

- 第三十五条の次に次の一条を加える。

(役員等の兼職又は兼業の制限)

- 第三十五条の二 第十一条第一項第二号の事業を行う組合を代表する理事並びに当該組合の常務に従事する役員及び参事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

- 2 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

- 第三十七条第一項中「共済規程、内国為替取引規程、信託業務規程」を「信用事業規程、共済規程」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項後段を削り、同項の次に次の一項を加える。

- 4 理事が第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 第三十九条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「共済規程、内国為替取引規程及び信託業務規程」を「信用事業規程及び共済規程」に改め、同条第四項中「債権者は、」の下に「い」つても、理事に対しを、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第四十条の見出しを削り、同条第一項中「理事」の下に「(第十一條第一項第二号の事業を行う組合の理事を除く。次項において同じ。)」を加え、「第十一條第一項第三号」を「同条第一項第三号」に改め、同条第二項中「債権者は、」の下に「いつでも、理事に対しを、」を「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第四十条の前に見出しとして「決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等」を付する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 理事(第十一條第一項第二号の事業を行う組合の理事に限る。以下この条及び次条において同じ。は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3 理事は、通常総会の日(七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。))を監事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

5 第一項の組合の監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八

十一條ノ三第二項の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一條第一項」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一条第一項」と読み替へるものとする。

7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。

8 理事は、通常総会の日(二週間前より、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所、その謄本を三年間従たる事務所)に備えて置かなければならない。

9 第一項の組合の組合員及び債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

10 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法は、主務省令で定める。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(事業別損益を明らかにした書類の作成等)

第四十一条の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

2 前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

(特定組合の監査)

第四十一条の三 第十一條第一項第二号の事業を行う組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条において「特定組合」という。は、第四十一条第一項の書類について、監事の

監査のほか、第八十七條第八項に規定する全国連合会(以下この条において単に「全国連合会」という。)の監査を受けなければならない。

2 特定組合の理事は、通常総会の日(八週間前までに、第四十一条第一項の書類(附属明細書を除く。))を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

3 特定組合の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第四十一条第一項の附属明細書を監事及び全国連合会に提出しなければならない。

4 全国連合会は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定組合の監事及び理事に提出しなければならない。

5 前項の監査報告書には、第四十一条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一條ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項を記載しなければならない。

6 特定組合の監事は、全国連合会に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

7 特定組合の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を全国連合会に送付しなければならない。

8 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 全国連合会の監査の方法又は結果を相当でないとして認めるときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果
二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 第四十一条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一條ノ三第二項第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項

9 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、主務省令で定める。

10 第一項の全国連合会については、商法第二百七十四條第二項及び第二百七十四條ノ三並びに株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下この条及び第三十條第一項において「商法特例法」という。第八條から第十一條まで及び第十七條の規定を、特定組合の理事については、商法特例法第十六條第一項の規定を準用する。この場合において、商法第二百七十四條ノ三「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第三十四條第十項ニ規定スル子会社)同条第十一項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又は有限会社ヲ含ム」と、商法特例法第八條第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、商法特例法第十條中「第十三條第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第四項」と、商法特例法第十六條第一項中「第十三條第二項の規定による」とあるのは「水産業協同組合法第四十一条の三第五項において準用する」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む。)」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三條第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十八條第一項」と、「同法第二百八十一條第一項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、商法特例法第十七條第一項中「第二

条とあるのは「水産業協同組合法第四十一条第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

11 特定組合については、第四十一条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12 特定組合に対する第四十一条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは、「監事の監査報告書及び全国連合会の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第四十一条の第三十二項の規定により読み替へて適用する前項」とする。

第四十二条第二項中「共済規程、内国為替取引規程若しくは信託業務規程を信用事業規程若しくは共済規程に改める。

第四十四条中「第二百五十四条第三項の下に」「第二百五十四条ノ二を加え、」「第三十七條を」「第三十七條第一項から第三項まで」「に、」「第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四を、から第二百七十五條ノ四まで」に改め、」「第二百七十九條ノ二までの規定の下に、並びに第十一條第一項第二号の事業を行う組合にあつては第三十七條第四項の規定を、」「この場合においての下に、」「第三十七條第四項中「第四十條第一項若しくは第四十一條第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同法第二百五十四條ノ二第三号中

「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」とを加え、「あるのは、を、あるのは」に改め、」「第四十三條第一項」との下に、同法第二百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第三十四條第十項二規定スル子会社(同条第十一項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム))」を加える。

第四十七條の三第二項中「理事会に」を「理事に」に改める。

第四十八條第一項第二号中「共済規程、内国為替取引規程及び信託業務規程を信用事業規程及び共済規程に改め、同項第六号中「及び損失処理案を、損失処理案及び附属明細書に改める。

第五十一条中「第二百三十一条」の下に、」「第二百三十七條ノ三を加える。

第五十三条第一項中「作らなければならない」を「作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない」に改める。

第五十四条の三の次に次の一条を加える。

第五十四条の四 商法第三十二条から第三十六条までの規定は第十一條第一項第二号の事業を行う組合の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五條、第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十六條ノ三まで及び第二百八十七條ノ二の規定は同号の事業を行う組合の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五條ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第三十四條第十項二規定スル子会社(同条第十一項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社

社ヲ含ム)」と、同法第二百八十六條中「第百六十八條第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額 同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「漁業協同組合ノ負担ニ歸スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替へるものとする。

第五十五条第一項中「行なわない」を「行わない」に、「本条を」この条に改め、「十分の一」の下に「(同項第二号の事業を行う組合にあつては、五分の一)を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「(第十一條第一項第二号の事業を行う組合にあつては、出資総額)を加える。

第五十七条の三中「第十五條の四」を「第十一條の六、第十五條の四」に、「第十六條の五及び第五十五條を、及び第五十四條の四」に改める。

第六十二条第六項中「商法」の下に「第二百三十七條ノ三、を、」「この場合においての下に、同法第二百三十七條ノ三中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及定款作成委員」とを加える。

第六十八條第三項中「第六十四條第一号」を「第六十四條(第二号を除く)」に改める。

第七十七條中、「第百三十八條を」から「第百三十八條まで」に改め、」「清算についての下に、」「第三十五條の二第二項を、」「第二百五十四條第三項の下に、」「第二百五十四條ノ二を加え、」「第二百五十九條を削り、」「貸借対照表」との下に「、第四十一條第一項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四

項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」とあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第十項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」とを加え、「除く」を「除く」に改める。

第八十四条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第四項中「債権者は」の下に「いつでも、理事に対し」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第八十六条第二項中「第四十條から第四十三條までを」「第三十五條の二第二項、第四十條、第四十二條、第四十三條」に、「民法第四十四條第一項を」「第三十七條第四項並びに民法第四十四條第一項」に改める。

第八十七條第十項中「第八項を」「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第十号」の下に「並びに前項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項第八号に規定する会員の監査の事業を行う連合会であつて、全国の区域を地区とし、かつ、同項第二号の事業を行う連合会を会員とするもの次条において「全国連合会」という。は、同条第八号に規定する会員の監査の事業のほか、第四十一條の三第一項(第九十一條第三

第八十七条の二第一項中「会員の監査」の下に「又は同条第八項に規定する特定組合の監査」を加え、同条に次の一項を加える。

3 全国連合会は、その行う特定組合の監査に關し公認會計士又は監査法人が公認會計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第二条第一項又は第二項の業務を行う旨の契約を、公認會計士又は監査法人と締結しなければならない。

第八十七條の第三項中「第十六條の五第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十六條の五第一項ただし書」を「第十一条の六第一項ただし書」に改め、同条第五項中「第十六條の五第二項」を「第十一条の六第一項」に改める。

第九十一条の二第三項中「第六十四条第一号」を「第六十四条(第二号を除く。)」に改める。

第九十二条第一項中「もののほか」の下に、「第十一条の二から第十一条の五まで」を加え、「第十六条から第十六条の四まで」を「及び第十六条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十一条の第二項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、同条第二項中「三万円(組合員(第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。)の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円)」とあるのは「一億円」と、第十一条の第三項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、同条第二項及び第八十一条の五中「第十一条第一号及び第二

号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、同項中「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第四項及び第五項」と、第十一條の四中「第十一條第九項」とあるのは「第八十七條第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二條第一項中「第十一條第一項第五号」とあるのは「第八十七條第一項第五号」と、第十五條の二第一項中「第十一條第一項第六号」とあるのは「第八十七條第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同條第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「會員又は当該漁業を営む者を組合員とする會員のすべて」と、第十六條第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第八十七條第一項第十二号」と読み替へるものとする。

第九十一條第三項中、「第八項及び第九項」を及び第八項から第十二項まで」に改め、「第三十五條から」の下に「第四十一條まで、第四十一條の三から」を加え、「第五十五條から」を「第五十四條の四から」に、「第四十七條中」を「同條第十項及び第十二項、第三十五條の二第一項、第四十條第一項、第四十一條第一項、第四十一條の三第一項、第四十四條、第五十四條の四、第五十五條第二項及び第五十八條の二中「第一條第一項第二号」とあるのは「第八十七條第一項第二号」と、第三十條第十項及び第十二項中「組合」(政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同條第十項中「組合員又は当該組合の組合員」とあるのは「會員たる法人」と、第四十一條の三第一項中「組合」(政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、第四

第九十六条第一項中「第十二条から」を「第十一条の二から」に、「第十六条の五まで」を「第十六条までに」改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十一条の二第一項中「前条第二項第二号」とあり、及び第十一条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは、「第九十三条第一項第二号」と、同条第三項、第十二条の五及び第十一条の六第一項中「第十二

条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第九十三
 条第一項第一号及び第二号」と、第十一條の
 第三第二項中「同条第三項及び第四項」とあるのは「
 同条第二項及び第三項」と、第十一條の四中
 「第十一條第九項」とあるのは「第九十三條第八
 項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とある
 のは「組合員」と、第十二條第一項中「第十一條
 第一項第五号」とあるのは「第九十三條第一項第
 五号」と、第十五條の三「第一項及び第十五條の
 四から第十五條の六までの規定中」第十一條第
 一項第八号の二」とあるのは「第九十三條第一項
 第六号の二」と、第十六條第一項中「第十一條第
 一項第十一号」とあるのは「第九十三條第一項第
 九号」と読み替えるものとする。

第九十六條第三項中「この場合において」の下に「第三十四條第十項及び第十二項、第三十五條の二第一項、第四十條第二項、第四十一條第一項、第四十一條の三第一項、第四十四條、第五十條の四、第五十五條第二項並びに第五十八條の

第百条第一項中「もののほか」の下に、「第十一
条の二から第十一条の五まで」を加え、「から第十
六条の四まで、第八十七条の二及びを」、第八十
七条の二第一項及び第二項並びに」に改め、同項
後段を次のように改める。

この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第二項中「三千万円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第二項及び第九十七条第一項第二号」と、同条第二項及び第九十七条の五中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の四中「第十一条第九項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及びその他の組合の組合員」とあるのは「所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中「前条第一項第八号に規定する会員の

官報 (号外)

監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは、「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項及び第八十七条の五中「第八十七条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第百条第三項中、「第八項及び第九項」を、及び第八項から第十二項まで」に改め、「第三十五条から第四十一条まで、第四十一条の三から」の下に「第四十一条の三から」を加え、「第五十五条から」を「第五十四条の四から」に、「第四十七条中」を「同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、

第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項並びに第五十八条の二中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十二項中「組合、政令で定める規模に達しない組合を除く。」とあるのは「連合会」と、

同条第十項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条第三項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、第四十七條中「に、」第五十五条第四項を「第五十四条の四」

「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第三項に改め、「第五十八条の二中「第十一条第二項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」を削る。

第百条の六第三項中「第三十五条」の下に、「第三十五条の二第二項、第三十六条から第四十条ま

で、第四十二条」を加える。

第百二十二条第一項中「共済規程、内國為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改め、同条第二項中「第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会又は第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」以下この条、次条及び第百二十九条において「連合会」という。）を「組合（漁業生産組合を除く。）」に、「内國為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に、「当該連合会」を「当該組合」に改め、同条第三項及び第四項中「連合会」を「組合（漁業生産組合を除く。）」に改める。

第百二十三条第一項及び第二項中「共済規程、内國爲替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改め、同条第五項中「連合会の業務を組合（漁業生産組合を除く。）の業務」に、「当該連合会」を「当該組合」に改める。

第二百二十三条の二第二項中「共済規程、内国為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改める。

第百三十四條第一項中「共済規程、内國爲替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改め、同条第三項中「共済規程、内國爲替取引規程又は信託業務規程」を「信用事業規程又は共済規程」に改め、「従わないときは、」の下に「第十一条の三第一項第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。」又は「を」を加え、「又は第十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第九

一項において準用する場合を含む。」を削る。

第百二十七条第一項中「都道府県知事」の下に「(第11条第一項第二号、第87条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業に関する第百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要であると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事)」を加える。

第百二十九条第二項中「連合会」を「組合（漁業生産組合を除く。）」に改める。

第百三十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第百三十条第一項第二号中「第八十七条第八項ただし書」を「第八十七条第九項ただし書」に改め、同項中第二号の三及び第二号の四を削り、第二号の二を第二号の四とし、第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第十一條の三 第一項 第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二の三 第十一條の四(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき、第百三十條第一項第五号の二の次に次の三号を加える。

五の三 第三十四条第十項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して第三十四条第十項

に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五の四 第三十四条第十二項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第二項において準用する場合を含む。)に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

五の五 第三十五条の二第二項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)又は第二項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第二百三十条第一項第六号中「第三十九条」を「第十九条第一項、第二項若しくは第三項（これら三項に、「又は第八十四条を」の規定、第四十条を規定する）の規定、第四十一条（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。次号において「九」により読み替えて適用する場合並びに第九十八条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項、第九十六條第三項及び第百零三条第三項、第九十六條第三項及び第百零四条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四百八十四條第一項、第二項若しくは第三項に、又は正当な理由がないのにその書類閲覧を拒んだときを記載をしたとき」に改題し、同条の次に次の三号を加える。

六の二 正当な理由がないのに第三十九条第四項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む)、第四十条第二項(第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む)、第四十一条第九項(第四十一条の三第十二項により読み替えて適用する場合並びに第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む)又は第八十四条第四項の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

六の三 第四十一条の三第十項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。若しくは第四十四条(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この号及び第九号並びに次項において同じ。))において準用する商法第二百七十四条第二項の規定又は第四十四条において準用する同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

六の四 第四十一条の三第十項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

第百三十条第一項第七号中「第四十一条又は「及び「これらの規定を」を削り、同項第九号を削り、

同項第九号の二中「第二百六十条ノ四第一項若しくは第二項」の下に「の規定」を、「第二百四十四条第一項若しくは第二項」の下に「の規定、第五十四条の四(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む)において準用する同法第三十二条第一項の規定」を、「第百条の六第五項において準用する場合を含む。」の下に「の規定を、「議事録」の下に、会計帳簿を加え、同号を同項第九号とし、同項中第九号の三を第九号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九の三 第五十一条(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む)又は第六十二条第六項(第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の六第四項において準用する場合を含む)において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

第百三十条第二項中「第八十七条第一項第八号」の下に「若しくは第八項を加え、「会員の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商法第四百九十八条第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第四十一条の三第十項又は第四十四条において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の水産業協同組合法(以下「新法」という。第十一條の二第一項(新法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定は、この法律の施行の際現に存する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会(以下「組合」と総称する。)であつて、その出資の総額が新法第十一条の二第一項の規定に基づく政令で定める額を下回っているものについては、平成十三年三月三十一日までは、適用しない。

第三条 この法律の施行の際改正前の水産業協同組合法(以下「旧法」という。))第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合(以下この条において「信用事業実施組合」という。))が、平成十一年九月三十日までにおいて、新法第十一条の三第一項(新法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により新法第十一條の三第一項の認可を受けるまでの間は、当該信用事業実施組合の同項に規定する信用事業規程に係る事項及び当該信用事業実施組合が

行う信用事業(旧法第十六條の四(旧法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する信用事業をいう。))については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第三十四条第十項及び第十二項(これらの規定を新法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会が施行日において政令で定める規模に達しないものについては、前項の規定にかかわらず、新法第九十二条第三項又は第百条第三項において準用する新法第三十四条第十項及び第十二項の規定は、平成十三年四月一日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会の理事、監事又は清算人については、新法第三十五条の二第一項(新法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))及び第二項(新法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。))の規定並びに新法第四十四条(新法第九十二条第三

項、第九十六條第三項、第一百條第三項及び第一百條の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。及び第七十七條(新法第九十二條第五項、第九十六條第五項、第一百條第五項及び第一百條の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四條ノ二第一号及び第二号の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に新法第四十四條又は第七十七條において準用する商法第二百五十四條ノ二第一号又は第二号に該当することとなつたものについては、この限りでない。

2 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する組合の参事については、新法第三十五條の二第一項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第六條 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会については、新法第三十七條第四項(新法第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第一百條第三項及び第一百條の六第三項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後にされる記載、登記又は公告について適用し、

施行日前にされた記載、登記又は公告については、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第四十一條(新法第七十七條(新法第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。、第四十一條の二(新法第九十六條第三項において準用する場合を含む。、第四十八條第一項及び第五十四條の四(これらの規定を新法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類及び計算から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る書類及び計算については、なお従前の例による。

第八條 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第四十一條の三(新法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に開始する事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会が施行日において政令で定める規模に達しないものについては、前項の規定にかかわらず、新法第九十二條第三項又は第一百條第三項において準用する

新法第四十一條の三の規定は、平成十三年四月一日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第九條 新法第五十三條第一項(新法第五十四條の二第三項(新法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。、第五十四條の三第三項(新法第九十六條第三項において準用する場合を含む。、第六十九條第四項(新法第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第一百條第五項及び第一百條の六第五項において準用する場合を含む。、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第一百條第三項及び第一百條の六第三項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に議決される出資一口の金額の減少、信用事業(新法第十一條の三第二項(新法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。の全部若しくは一部の譲渡、共済事業(新法第五十四條の三第一項(新法第九十六條第三項において準用する場合を含む。に規定する共済事業をいう。以下この条において同じ。の全部又は一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転又は合併について適用し、施行日前に議決された出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転又は合併については、なお従前の例によ

る。

第十條 新法第五十五條第一項(新法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第五十五條第二項(新法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十五日

厚生委員長 上山 和人

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算(厚生省所管)に約六億円が計上されている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、九二一、四〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、六〇二、〇〇〇円	
第二項症		四、六六八、〇〇〇円	
第三項症		三、八四四、〇〇〇円	
第四項症		三、〇四二、〇〇〇円	
第五項症		二、四六二、〇〇〇円	
第六項症		一、九九〇、〇〇〇円	

第八条第七項の表を次のように改める。

第一款症	一、八二三、〇〇〇円
第二款症	一、六五〇、〇〇〇円
第三款症	一、三三四、〇〇〇円
第四款症	一、〇六五、〇〇〇円
第五款症	九四一、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	五、九六〇、〇〇〇円	
第二款症	四、九四三、〇〇〇円	
第三款症	四、二四一、〇〇〇円	
第四款症	三、四八四、〇〇〇円	
第五款症	二、七九五、〇〇〇円	

特別項症 第一項症の年金額に二、九八九、七〇〇円以内の額を加えた額

第一項症	四、二七一、〇〇〇円
第二項症	三、五六二、三〇〇円
第三項症	二、九四四、一〇〇円
第四項症	二、三三三、七〇〇円

第五項症	一、八九七、九〇〇円
第六項症	一、五三八、〇〇〇円
第一款症	一、三九八、一〇〇円
第二款症	一、二七二、五〇〇円
第三款症	一、〇二三、一〇〇円
第四款症	八二六、八〇〇円
第五款症	七二七、二〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	四、五四三、〇〇〇円
第二款症	三、七六九、六〇〇円
第三款症	三、二二三、九〇〇円
第四款症	二、六五六、二〇〇円
第五款症	二、一三一、二〇〇円

第二十八條第一項中「百八十九万二千六百円」を「百九十万八千八百円」に改める。

第二十七條第一項中「百八十九万二千六百円」を

「百九十万八千八百円」に、「百五十万七千六百円」を「百五十一万四千八百円」に改め、同条第三項の表中「四六九、九一〇円」を「四七四、二二〇円」に、

「三七三、八一〇円」を「三七七、三二〇円」に、「二五八、五一〇円」を「二六一、〇一〇円」に改める。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十六日

議院運営委員長 下稲葉耕吉

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、各議院の議長、副議長及び議員が、特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて航空券の交付を受けることとする措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に六百七十二万円が計上されている。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年三月二十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができる特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百一条第一項に規定する定期航空運送事業者の航空券の交付を受ける。

2 前項の規定による航空券の交付は、当該交付を受けようとする議長、副議長及び議員の申出により、予算の範囲内で、当該申出をした者に係る選挙区等及び交通機関の状況を勘案し、各議院が発行する航空券引換証の交付をもって、行うものとする。

第十一条中、前条第一項の特殊乗車券及び同条第二項の航空券を「並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券」に改める。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千二百六十七人」を「千二百六十八人」に改める。

附 則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

第十一号中正誤

ペ 段 行

誤

正

二

四 終わり
から

五 救護院

救護院

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一〇五円
送料	別